

議第47号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

提出者 檀原市議会議員 原 山 大 亮

賛成者 檀原市議会議員 奥 田 寛

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の次に次の1条を加える。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条の2 令和2年12月の期末手当は、第5条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員の期末手当の減額措置を講ずるための改定を行うもの